

2007年8月15日

平成19年度ハンセン病問題対策協議会において協議すべき事項について

ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会
全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会

第1 謝罪・名誉回復について

- 1 今後も引き続き名誉回復措置を取ることを政府として表明されたい。
- 2 「ハンセン病を正しく理解する週間」について

毎年6月に行われている「ハンセン病を正しく理解する週間」を5月11日から23日に移し、名称及び内容を、統一交渉団と協議の上で、単なる啓発から謝罪名誉回復の内容に相応しいものに変更すること。

第2 社会復帰・社会内生活支援

1 基本方針の確認

平成13年7月23日付「基本合意書」ならびに入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」において確認された国の法的責任にもとづき、今後も、医療・介護制度等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等を行ない、社会復帰の円滑化・容易化及び社会内生活の安定化を図ることに、最大限努力することを確認されたい。

2 医療体制の整備・充実

- (1) ハンセン病療養所において退所者が、保険診療適用のもと、退所者給与金の支給停止を伴うことなく入院（所）治療を受けることができる制度を、受入体制の整った療養所から順次、早急に実現されたい。
- (2) 充実したハンセン病及び関連疾病の治療を可能とする医療機関（国立ハンセン病療養所を含む）の設置と医療体制の充実

3 総合的な社会内生活支援体制の確立

- (1) 地方自治体との連携の強化
- (2) 手帳制度（仮称）の導入
- (3) 偏見差別の解消と家族に対する支援

第3 在園保障

1 基本方針の確認

平成13年7月23日付「基本合意書」にうたわれている法的責任を踏まえ、入所者の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めること。

2 医師定員の充足

13の療養所の医師定員数は144名であるが、現在4名の欠員が出ている。社会の中で生活するのと遜色のない水準の医療を行うためには、医師定員の充足は不可欠であるので、直ちに欠員を補充すること。

特に、駿河療養所は、内科医師が1名もいないため、日常の治療に多大な支障が出ており、厚生労働省の責任において直ちに補充されたい。

3 医療機能評価機構の受審

4 不自由者棟の看護状況

第4 真相究明等

1 歴史的建物等の保存・復元について

(1) ハンセン病政策の中でもとりわけ苛酷な歴史を持つ重監房については、草津楽泉園の重監房跡地に、当時使用されていたままの姿で復元ないし再現するよう求める。

(2) ハンセン病政策の歴史を伝える各施設内の建物・資料等については、国の責任において保存または復元のために必要な措置を講じられたい。

(3) 上記に関する立案については、統一交渉団との協議をふまえて行い、平成20年度予算の確保につき最大限努力されたい。

2 ロードマップ委員会（再発防止検討会）の推進

3 国立ハンセン病資料館の充実と資料保存について

4 強制堕胎・胎児標本等に見られる非人間的扱いについての謝罪と名誉回復

全国ハンセン病療養所入所者協議会が必要不可欠とする「国および施設当局による直接の慰霊、謝罪の意の表明」については、堕胎児の数を調査した上、厚生労働大臣または副大臣が、胎児標本の有無にかかわらず全ての療養所を訪問して、関係者に対して謝罪の意を尽くされるよう求める。

第5 療養所の将来構想

ハンセン病療養所の将来構想の選択肢を広げるために、地域（地元医師会等）のコンセンサスが得られた療養所に関して、社会復帰者、地域住民の入院診療について健康保険法に基づく保険医療機関及び保険医の指定が受けられるよう必要な措置を講じられたい。（なお、外来診療については、昭和57年10月23日旧厚生省医務局国立療養所課発「国立ハンセン病療養所の保険医療機関及び保険医の指定について」があり、今回は、これを入院診療についても求めるものである。）

以上

2007年7月12日

厚生労働大臣 柳澤伯夫 殿

平成19年度 ハンセン病問題対策協議会

統一要求書

ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会
全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会

第1 謝罪・名誉回復について

- 1 今後も引き続き名誉回復措置を取ることを政府として表明すること。
- 2 毎年6月に行われている「ハンセン病を正しく理解する週間」を5月11日から23日に移し、名称及び内容を、統一交渉団と協議の上で、単なる啓発から謝罪名誉回復の内容に相応しいものに変更すること。

第2 社会復帰・社会内生活支援

1 基本方針の確認

平成13年7月23日付「基本合意書」ならびに入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」において確認された国の法的責任にもとづき、今後も、医療・介護制度等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等を行ない、社会復帰の円滑化・容易化及び社会内生活の安定化を図ることに、最大限努力することを確認されたい。

2 医療体制の整備・充実

- (1) ハンセン病療養所において退所者が、保険診療適用のもと、退所者給与金の支給停止を伴うことなく入院（所）治療を受けることができる制度を、受入体制の整った療養所から順次、早急に実現されたい。
- (2) 充実したハンセン病及び関連疾病の治療を可能とする医療機関（国立ハンセン病療養所を含む）の設置と医療体制の充実
 - ① ハンセン病に関する知識・経験を有する医療従事者を配置すべき医療機関として、国立ハンセン病療養所を含めた複数の医療機関を指定すること（以下、指定医療機関という）
 - ② 指定医療機関においてハンセン病の知識・経験にもとづいた適切な診断・治療を行なうことのできる医師を配置すると同時に、かかる医師を育成すること
 - ③ 上記指定医療機関を基幹とする医療情報提供・治療指導のネットワークを構

築すること

- ④ 委託治療先を紹介した「ハンセン病療養所退所者ハンドブック」の利用状況について追跡調査を実施し、さらなる充実とアクセスの円滑化を図る方策を講じること

3 総合的な社会内生活支援体制の確立

(1) 地方自治体との連携の強化

平成13年度確認事項三の4で確認された、地方自治体との連携による、医療・住宅・介護・相談窓口の設置等の社会生活支援制度を、今後一層、改善・拡充することに努め、未だ不十分な地方自治体に対しては、十分な情報提供を行うとともに、適切な助言・指導を行なうこと。

なお、平成14年度以降、厚労省と地方自治体の関係部署との協議会あるいは意見交換会等の開催の有無及びその内容について明らかにされるとともに、今後、同種会議に退所者及び非入所者の意見を反映すべく、参加あるいは傍聴等の方策を講じられたい。

(2) 手帳制度（仮称）の導入

国及び地方自治体による社会生活支援制度を、円滑かつ有効に利用するための、手帳（利用証）制度を創設すること。

(3) 偏見差別の解消と家族に対する支援

退所者及び非入所者の安定かつ安心した社会生活の実現のために、本人のみならず、その家族をも視野に入れた偏見差別解消策及び社会内生活支援策を実現すること。

第3 在園保障

1 基本方針の確認

平成13年7月23日付「基本合意書」にうたわれている法的責任を踏まえ、入所者の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めること。

2 医師定員の充足

13の療養所の医師定員数は144名であるが、現在4名の欠員が出ている。社会の中で生活するのと遜色のない水準の医療を行うためには、医師定員の充足は不可欠であるので、直ちに欠員を補充すること。

特に、駿河療養所は、内科医師が1名もいないため、日常の治療に多大な支障が出ており、厚生労働省の責任において直ちに補充されたい。

3 医療機能評価機構の受審

昨年度、厚生労働省が確認した多磨以外の療養所における医療機能評価機構の審査について、全療養所における各受審計画および進捗状況についてそれぞれ明らか

にされたい。

4 不自由者棟の看護状況

看護師の増員配置後の不自由者棟の看護状況を検証し、その結果を明らかにするとともに、今後の厚生労働省の取組方針を明らかにすること。

その上で、全不自由者棟に副看護師長を配置されたい。さらに、リスクマネージャーの欠員の出ている3療養所（駿河、奄美、宮古）に速やかに配置されたい。

第4 真相究明等

1 歴史的建物等の保存・復元について

(1) ハンセン病政策の中でもとりわけ苛酷な歴史を持つ重監房については、草津楽泉園の重監房跡地に、当時使用されていたままの姿で復元ないし再現するよう求める。

(2) ハンセン病政策の歴史を伝える各施設内の建物・資料等については、国の責任において保存または復元のために必要な措置を講じられたい。

(3) 上記に関する立案については、統一交渉団との協議をふまえて行い、平成20年度予算の確保につき最大限努力されたい。

2 ロードマップ委員会（再発防止検討会）の推進

検証会議による再発防止のための提言を具体化するために、昨年立ち上げられた「ロードマップ委員会」（再発防止検討会）について、現在の進捗状況と平成20年度の予算確保につき説明されたい。

3 国立ハンセン病資料館の充実と資料保存について

国立ハンセン病資料館を充実させ、適正な運営をはかるための今後の取り組みについて説明されたい。

4 強制堕胎・胎児標本等に見られる非人間的扱いについての謝罪と名誉回復

全国ハンセン病療養所入所者協議会が必要不可欠とする「国および施設当局による直接の慰霊、謝罪の意の表明」については、堕胎児の数を調査した上、厚生労働大臣または副大臣が、胎児標本の有無にかかわらず全ての療養所を訪問して、関係者に対して謝罪の意を尽くされるよう求める。

第5 療養所の将来構想

1 ハンセン病療養所の将来構想の選択肢を広げるために、地域（地元医師会等）のコンセンサスが得られた療養所に関して、社会復帰者、地域住民の入院診療について健康保険法に基づく保険医療機関及び保険医の指定が受けられるよう必要な措置を講じられたい。

（なお、外来診療については、昭和57年10月23日旧厚生省医務局国立療養所課発「国立ハンセン病療養所の保険医療機関及び保険医の指定について」があり、今回は、これと入院診療についても求めるものである。）

以上